

第 2 回会議に関する意見（2012/05/14）

東洋経済新報社

田北浩章

1、

- 402.6 万円の官民格差を前提に調整することが望ましい。もっと格差はあると思うが、これ以外の数字には論理的な根拠が乏しいだろう。
- 職域部分が平成 27 年 9 月まで残ることを考えれば、402.6 万円の官民格差は退職手当で行うより他にない。

2、

- 平成 27 年 9 月末までの退職者に係わる退職給付の調整は、402.6 万円を一度に行うべきと考える。

過去、昭和 56 年、平成 15 年には段階的に調整を行っている。今回も経過措置を取った方がいいという意見も十分に理解できる。しかし、その時々
の財政状況は当然異なる。十分に財政に余裕があるときは、それなりの対応
も可能だろう。しかし、現在の税収の落ちこみ、税と社会保障の一体改革が
議論されている状況下では、過去のような経過措置は国民的な理解は得られ
ないと思う。

民間企業においても、制度改定に伴う不利益な状況の出現は当然あり得る。
国家公務員においても、税収の右肩下がりの落ちこみが続くであろう限り、
やむを得ないと考える。

3、

- 早期退職に対するインセンティブの付与は当然あるべき。割り増し部分も、
辞める人の背中を押せるようなものでなければ機能しない。現在の 45 歳（2
4%増し）、50 歳（47%増し）では不十分であろう。ただ、これは財源を
伴うものなので、給与総額全体の議論と切り離して考えるのは無理ではない
か。
- 経済的なメリット以外の再就職支援はあってもよいと思う。民間企業を使
えないのか。また、「官民人材交流センター」が機能的にまズかったとしたら、
どこがいけなかったのか、前向きに検討しなおしてもよいと思う。